

○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）
 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 三十一の三 （略） 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (144)(1) 三 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (143) （略） (144) （略） (145) ニーフルオロ―三―プロピル〔一・二…二・三―テルフェニル〕―一―カルボニトリル及びこれを含有する製剤 (146) （略） (147) 三 三―フルオロ―四―プロピル―四―パラ―テルフェニルカ (183) ルボニトリル及びこれを含有する製剤 (略） 三十三 三 三―フルオロ―四―プロピル―四―パラ―テルフェニルカ (略） 四十二 三 三―フルオロ―四―プロピル―四―パラ―テルフェニルカ (略） 四十二の二 ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。 ただし、ジシクロヘキシルアミン四%以下を含有するものを除</p>	<p>（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一 三十一の三 （略） 三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (144)(1) 三 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (143) （略） (144) ニーフルオロ―四―（トランス―四―プロピルシクロヘキシル）ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤 (新設） (145) 三 三―フルオロ―四―プロピル―四―パラ―テルフェニルカ (146) ルボニトリル及びこれを含有する製剤 (182) （略） 三十三 三 三―フルオロ―四―プロピル―四―パラ―テルフェニルカ (略） 四十二 三 三―フルオロ―四―プロピル―四―パラ―テルフェニルカ (略） 四十二の二 ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。 ただし、ジシクロヘキシルアミン四%以下を含有するものを除</p>

く。

四十三 (略)

四十三の二、四十七 (略)

四十七の二 (略)

四十七の三 三—(ジフルオロメチル)——メチル—N—(

三R)——・—三—トリメチル—二—三—ジヒドロ—H—

インデン—四—イル—H—ピラゾール—四—カルボキサミ

ド及びこれを含有する製剤。ただし、三—(ジフルオロメチル

)——メチル—N—(三R)——・—三—トリメチル—

二—三—ジヒドロ—H—インデン—四—イル—H—ピラ

ゾール—四—カルボキサミド三%以下を含有するものを除く。

四十七の四 (略)

四十八、百の十五 (略)

百の十六 (略)

百の十七 メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メ

ルカプト酢酸一%以下を含有するものを除く。

百の十八 (略)

百の十九 (略)

四十三 二—四—ジニトロロー六—シクロヘキシルフェノールを含有する製剤。ただし、二—四—ジニトロロー六—シクロヘキシルフェノール〇・五%以下を含有するものを除く。

四十三の二、四十七 (略)

四十七の二 二—ジフェニルアセチル—・三—インダンジオン

〇・〇〇五%以下を含有する製剤

(新設)

四十七の三 ジプロピル—四—メチルチオフェニルホスフェイト

及びこれを含有する製剤

四十八、百の十五 (略)

百の十六 二—メルカプトエタノール—〇%以下を含有する製剤

。ただし、容量二〇リットル以下の容器に収められたものであ

つて、二—メルカプトエタノール〇・一%以下を含有するもの

を除く。

(新設)

百の十七 モネンシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、モネンシンとして八%以下を含有するものを除く。

百の十八 (略)

<p>2 (略)</p> <p>百一 (略) 百一の二 (略)</p> <p>百一の三 モルホリン及びこれを含む製剤。ただし、モルホリン六%以下を含むものを除く。 百一 (略) 百一の二、百十 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>百一 (略) 百一の二 モノフルオール酢酸パラブロムベンジルアミド及びこれを含有する製剤 (新設) 百二 沃化^{よち}水素を含む製剤 百一の二、百十 (略)</p>
--	--